

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (自立訓練)

新潟市福祉部障がい福祉課
指定係

目次

1. 基本報酬の見直し
2. 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
（宿泊型自立訓練を除く）
3. 日中支援加算の見直し（宿泊型自立訓練）

1. 基本報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算（I） 48単位/日 *頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合
生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算（I） 47単位/日 *現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（I）（例：利用定員が20人以下の場合）	【現行】 748単位/日	【見直し後】 776単位/日
生活訓練サービス費（II）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）	【現行】 750単位/日	【見直し後】 779単位/日 *機能訓練も同様
生活訓練サービス費（III）（例：利用期間が2年間以内の場合）	【現行】 271単位/日	【見直し後】 281単位/日



③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算 100単位/月



④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】支援の3日目から算定可
【見直し後】支援の初日から算定可

⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日 *対象者あり
高次脳機能障害支援体制加算（II） 30単位/日 *対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 41単位/日



2. 社会生活の自立度評価指標 (SIM) の活用と報酬上の評価 (宿泊型自立訓練を除く)

2. 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価 （宿泊型自立訓練を除く）

《リハビリテーション加算の見直し》（機能訓練）

加算区分	R6報酬改定後		改定前	
	要件	対象者	要件	対象者
(Ⅰ)	①～⑤	頸髄損傷による四肢麻痺等	①～⑤	頸髄損傷による四肢麻痺等
	①～⑥	障がい者	—	—
(Ⅱ)	①～⑤	障がい者	①～⑤	障がい者

【要件】

①～⑤（略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

【リハビリテーション加算】変更点 留意事項

(1) 生活介護におけるリハビリテーション加算は、リハビリテーション実施計画の作成頻度が2週間以内及び6月ごとに変更されたが、機能訓練における作成頻度は2週間以内及び3月ごとであることに注意。(留意事項通知)

(2) 利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成21年3月31日障発第0331003号厚生労働省通知)に基づき実施し、その評価結果を公表していること。(留意事項通知)

リハビリテーション加算に関する届出書(自立訓練(機能訓練))			
事業所・施設の名称			
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
リハビリテーション加算IIの算定要件		確認欄	
1	<p>医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成している。</p> <p>利用開始時にその利用者のリハビリテーションに必要な情報を収集し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(関係スタッフ)が暫定的に、リハビリテーションに関する課題の把握(アセスメント)と評価を行い、その後、リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画立案を作成している。</p> <p>リハビリテーション実施計画原案は、利用者、家族に説明し、その同意を得ている。</p> <p>リハビリテーション実施計画原案に基づき、リハビリテーションやケアを実施し、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関係スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成している。</p> <p>リハビリテーション実施計画は、利用者、家族に説明し、その同意を得ている。</p>		
2	利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録している。		
3	利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している。		
4	指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している。		
5	上記4以外の利用者については、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している。		

リハビリテーション加算(Ⅰ)の算定要件の一部(※)
 ※給付標準による四肢麻痺その他これに類する障害者である場合には、当該加算を算定する場合において下記の条件を満たす必要は

算定要件		確認欄
1	支援プログラムを公表していること。	
2	SIMを用いた評価結果を集計し、公表していること。	

2. 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価 （宿泊型自立訓練を除く）

≪個別計画訓練支援加算の見直し≫（宿泊型を除く生活訓練）

R6報酬改定後			改定前		
加算区分	単位数	要件	加算区分	単位数	要件
(Ⅰ)	47	①～⑥	—	—	—
(Ⅱ)	19	①～⑤	なし	19	①～⑤

【要件】

①～⑤（略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

【個別計画訓練支援加算(Ⅰ)】 留意事項

利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成21年3月31日障発第0331003号厚生労働省通知）に基づき実施し、その評価結果を公表していること。（留意事項通知）

個別計画訓練支援加算に関する届出書		
事業所・施設の名称		
異動区分	1 新規	2 変更 3 終了
個別計画訓練支援加算(Ⅱ)の要件		
	算定要件	確認欄
1 有資格者の配置等	(1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が配置されていること。	
	(2) (1)の従業者により、利用者の障害特性や生活環境に応じて、「応用日常生活動作」、「認知機能」、「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。	
2 個別訓練実施計画の運用	(1) 個別訓練実施計画に基づく支援が行われ、その内容や利用者の状態を定期的に記録していること。	
	(2) 個別訓練実施計画の進捗状況を毎月ごとに評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行っていること。	
3 情報の共有・伝達	(1) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を、当該指定障害者支援施設等の従業者間で共有していること。	
	(2) (1)以外の利用者については、必要に応じて、指定特定相談支援事業者を通じて、他の指定障害福祉サービス事業所等に訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。	
個別計画訓練支援加算(Ⅰ)の要件		
	算定要件	確認欄
1	個別計画訓練支援(Ⅱ)の要件をすべて満たしている。	
2	支援プログラムを公表していること。	
3	SIMを用いた評価結果を集計し、公表していること。	

3. 日中支援加算の見直し（宿泊型自立訓練）

3. 日中支援加算の見直し（宿泊型自立訓練）

[現行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、**当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。**

[見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

初日から算定可能に